

# 小規模企業共済制度の 平成30年度付加共済金の支給率について

平成30年3月

中小企業庁

# 1. 小規模企業共済制度の概要

- 小規模企業の個人事業主や会社の役員が、廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う共済制度。運営主体は、(独)中小企業基盤整備機構。
- 現行制度では、個人事業の廃止、会社等解散など廃業に至る場合について、A共済事由として最も手厚い共済金を支給。また、B共済事由として老齢給付の仕組みを設けている。

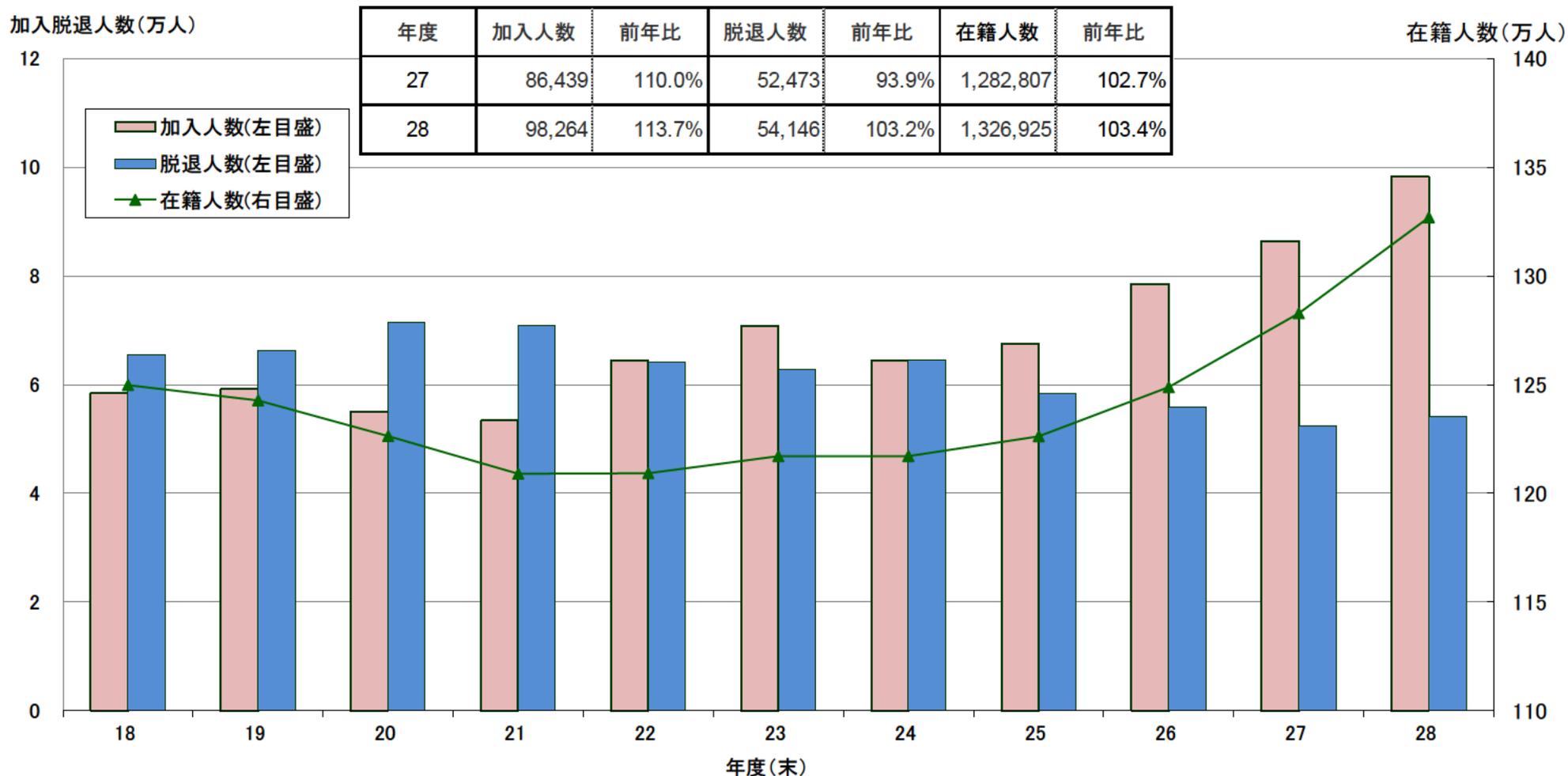
- 加入資格：小規模企業の個人事業者、会社役員
- 制度開始：昭和40年12月
- 在籍者数：132.7万人(平成29年3月末)
- 資産総額：9兆465億円(平成29年3月末)
- 月額掛金：1千円～7万円(在籍者平均：4.1万円)
- 共済金等総支給額：5,393億円(平成28年度)  
(共済金平均支給額：1,082万円)



	<b>A 共済事由</b> 受取金額は、掛金を概ね1.5%で複利計算した元利合計額に相当。	<b>B 共済事由</b> 受取金額は、掛金を概ね1.0%で複利計算した元利合計額に相当。	<b>準共済事由</b> 受取金額は、掛金納付年数が18.5年までは掛金合計額、それ以降は共済金Bの91%相当額。	<b>解約事由</b> 受取金額は、掛金総額の80%～120%で、20年未満の解約の場合、掛金総額を下回る。
<b>個人事業者 (共同経営者を含む)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人事業の廃止 (注) 複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件となる。</li> <li>● 死亡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老齢給付 (65歳以上で180か月以上の掛金を納付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人成りし、その会社の役員に就任しない場合</li> <li>● 法人成りし、その会社の役員に就任した場合(役員たる小規模企業者となったときを除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月以上の掛金の滞納、共済金等の不正受給</li> <li>● 任意解約</li> <li>● 法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった場合</li> </ul>
<b>会社等役員</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会社等の解散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老齢給付 (65歳以上で180か月以上の掛金を納付)</li> <li>● 会社等役員の65歳以上による退任</li> <li>● 会社等役員の死亡、疾病、負傷による退任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会社等役員の退任 (死亡、疾病、65歳以上、負傷、解散を除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月以上の掛金の滞納、共済金等の不正受給</li> <li>● 任意解約</li> </ul>

## 2. 加入・脱退・在籍者数の推移

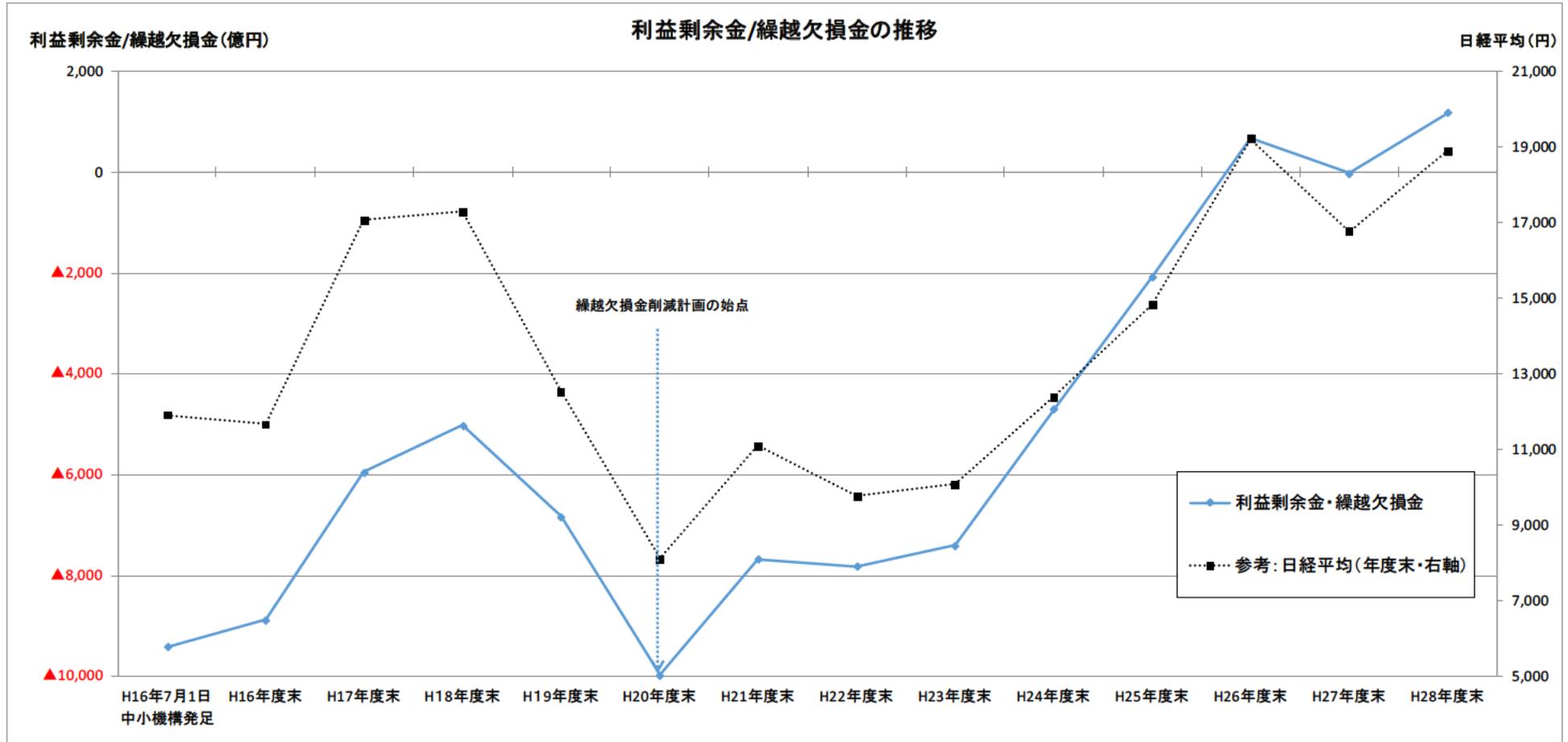
- 加入人数は近年は6～10万人で推移。平成22年以降、加入者数と脱退者数が逆転し、在籍人数は増加に転じている。
- 平成26年度以降は加入が脱退を大きく上回っている。



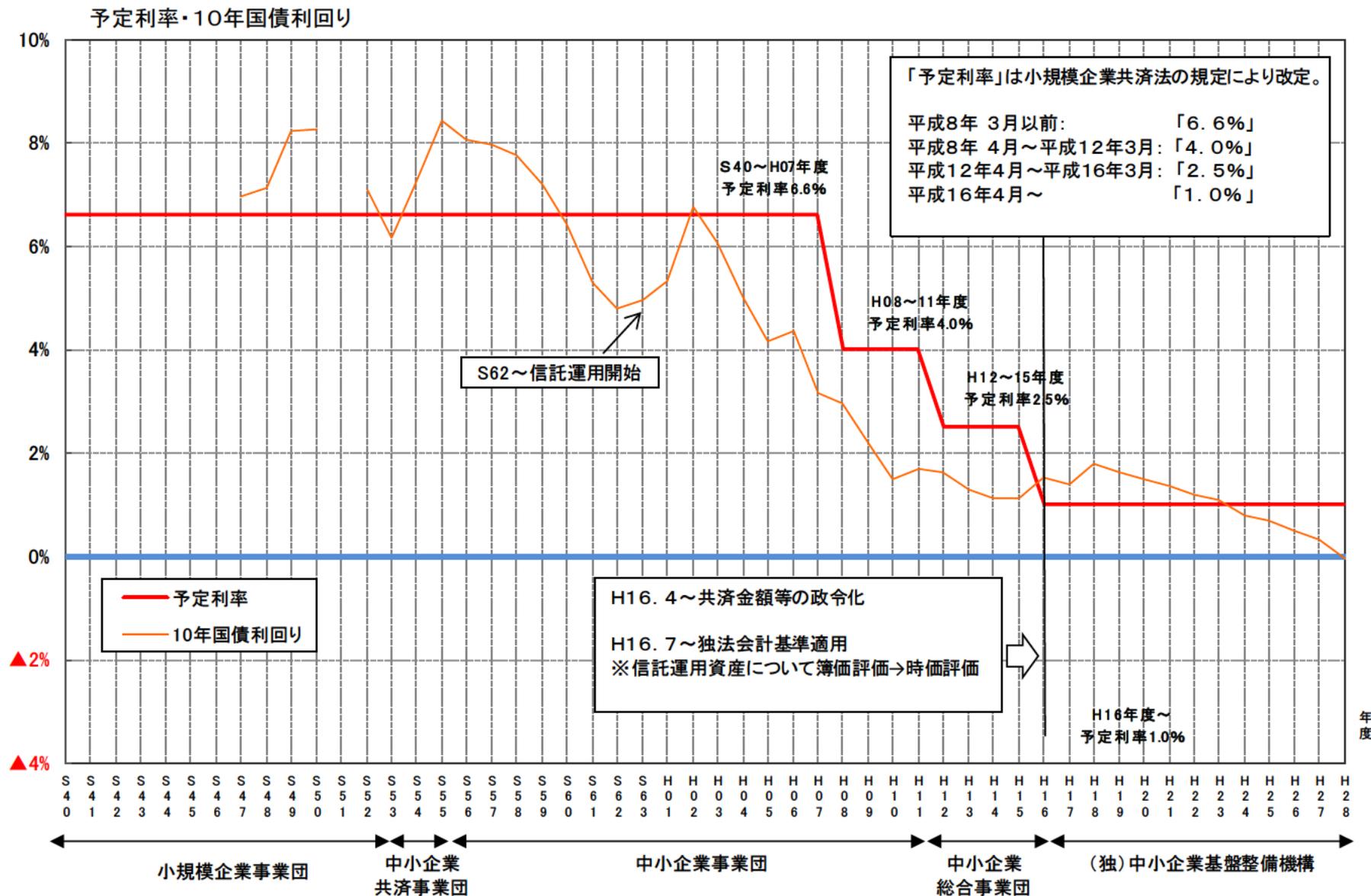
### 3. 利益剰余金・繰越欠損金、株価の推移

(単位:利益剰余金・繰越欠損金=億円、日経平均=円)

	H16年7月1日 中小機構発足	H16年度末 (7月~3月)	H17年度末	H18年度末	H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末
利益剰余金・ 繰越欠損金	▲9,420	▲8,883	▲5,955	▲5,026	▲6,830	▲9,982	▲7,680	▲7,820	▲7,411	▲4,700	▲2,083	683	▲25	1,180
日経平均	11,896.01	11,668.95	17,059.66	17,287.65	12,525.54	8,109.53	11,089.94	9,755.10	10,083.56	12,397.91	14,827.83	19,206.99	16,758.67	18,909.26



# 4. 金利及び運用利回りの推移



## 5. 小規模企業共済制度の付加共済金の概要

- 共済金の額は、予定利率に対応した固定額の「基本共済金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加共済金」の合計額として算定。
- 「付加共済金」は、運用収入等の状況に応じて毎年度定められる「支給率」を基に、基本共済金に上乘せされる。
- 「付加共済金」は、制度導入以降、支給実績はない。

### 共済金の支給イメージ

付加共済金  
(毎年度計算)  
基本共済金  
(固定額※)

※掛金納付月数及び共済事由に応じ政令で定める金額により計算。

## 付加共済金の支給率を決定するための計算方法

### (1) 「支給率の基準となる率」の算定

$$\text{支給率の基準となる率} = \frac{\text{①付加共済金原資}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}}$$

#### ① (分子) 付加共済金原資 (施行規則第10条の2第1項)

直近実績（運用資産においては平成30年1月末実績）に基づいて、運用収入・掛金等収入、共済金等の支払いに充てる額及び責任準備金に積み増す額を推計して得た、平成30年度末の剰余金見込額。

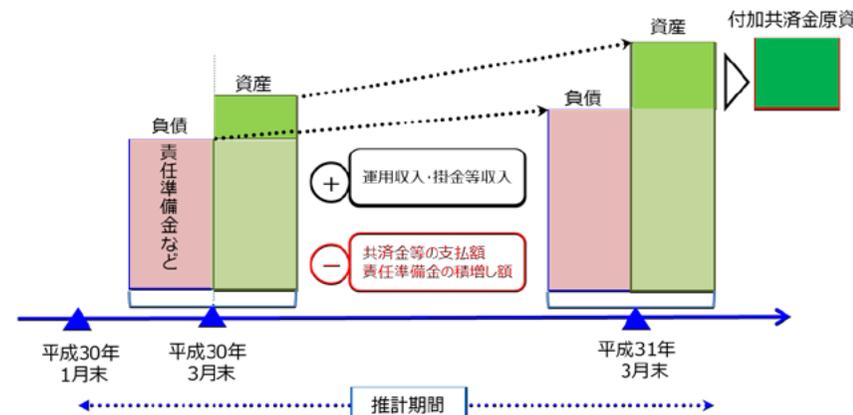
#### ② (分母) 仮定共済金等の発生見込総額 (施行規則第10条の2第2項)

平成30年度の仮定共済金額及び仮定解約手当金額に、脱退事由別の将来発生割合を乗じて得た金額の合計額。

仮定共済金額及び仮定解約手当金額：すべての共済契約者が基準月※において脱退したと仮定した場合、それぞれの事由が生じたものとみなして支払われる共済金及び解約手当金の額。

※ 基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍の月数」となる各月。

### 付加共済金原資の計算イメージ



### (2) 「支給率」の決定

上記(1)で算定した率を基準としつつ、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、支給率を決定する。

## 6. 「支給率の基準となる率」の算定

5.(1)により、「支給率の基準となる率」を算定すると0.04294となる。

$$\begin{aligned} \text{(支給率の基準となる率)} &= \frac{\text{①付加共済金原資額}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}} \\ &= \frac{3,422\text{億円}}{7兆9,688\text{億円}} \\ &= \boxed{0.04294} \end{aligned}$$

## 7. 「支給率」の決定に当たっての「その他事情を勘案」について

6. で算定した率をベースとしつつ、「当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して」、付加共済金の支給率を決定する（小規模企業共済法第9条第5項）。

### (1) 14カ月の推計リスクについて

平成30年1月末の委託運用資産額を基準に14カ月後の平成31年3月末の利益剰余金を見込むため、委託運用資産の期待収益率と標準偏差から推計期間のリスク（変化額）を算出

#### ▲ 2σ水準の推計リスク

▲ 3,365 億円

正規分布における事象の発生確率

水準	水準以下に含まれる確率 (発生頻度)	損失見込み額
▲1σ	15.87% (6年に1度程度)	1,340億円以上
▲2σ	2.28% (40年に1度程度)	3,365億円以上
▲3σ	0.14% (700年に1度程度)	5,389億円以上

### (2) 目標積立（留保）額について

#### 第8回中小企業政策審議会 経営支援分科会（平成28年3月）

平成28年度「付加共済金の支給率」について（案）

(2) 28年度以降の運用収入の見込み額その他の事情について

①第5回共済小委員会（平成27年12月14日）において、共済制度の信頼性を保つために付加共済金原資を1/2とし、残りの1/2を留保することとした。

## 8. 付加共済金に充てるべき額（まとめ）

(1) ▲2σ水準の推計リスクを見込んだ場合、剰余金見込額が発生する見込み

$$\text{(剰余金見込額3,422億円)} - \text{(2}\sigma\text{水準の推計リスク3,365億円)} \\ = 57\text{億円}$$

が2σ水準控除後の剰余金見込額となる見込み

(2) 付加共済金原資に充てるべき額

2σ水準の推計リスクを控除後の剰余金見込額57億円のうち1/2を積み立て、残り1/2を付加共済金原資に充てるべき額とする

$$\rightarrow \text{付加共済金原資に充てるべき額 } 57\text{億円} \times 1/2 = 28.5\text{億円}$$

(平成30年度の付加共済金の支給率)

$$= \frac{\text{①'付加共済金原資に充てるべき額 (} = \frac{\text{①剰余金見込額} - \text{推計リスク)}}{2}}{\text{②假定共済金等の発生見込総額}}$$

$$= \frac{2,848,999,451 \text{ 円}}{7,968,785,229,111 \text{ 円}} = \boxed{0.0003575199191}$$

※付加共済金の支給率の小数点以下の取り扱いは、5桁にすることとし、小数点以下6桁は四捨五入にすることとする。

## 9. 平成30年度の付加共済金の支給率の決定

### 付加共済金の支給率（案）

- 平成30年度の付加共済金の支給率は「0.00036」とする。

#### <その他、報告事項>

- ① 剰余金見込額（2σ控除後）から付加共済金原資に充てるべき額を引いた残額は積み立てる（留保する）こととし、次年度以降の付加共済金原資から控除する
- ② 平成31年度以降に、共済金等を管理する給付経理から事務費を負担している業務等経理への繰入れが発生する見込みであり、繰入額について、付加共済金原資から控除する

※事務費は従来、国からの運営費交付金、出資金運用益、業務等経理の利益剰余金等で充当してきたが、将来的にこれらの財源では不足することが見込まれたため、平成27年12月の共済小委員会の議論を経て、給付経理から業務等経理への繰り入れを可能とする省令改正を措置済み（平成28年4月）

# 中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会委員名簿

浅野 幸弘	横浜国立大学 名誉教授
荒牧 知子	荒牧公認会計士事務所 公認会計士
伊藤 麻美	日本電鍍工業株式会社 代表取締役
稲見 弘佳	独立行政法人勤労者退職金共済機構 監事
大橋 和彦	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授
小野 正昭	みずほ信託銀行年金研究所年金研究チーム 主席研究員
加々美博久	加々美法律事務所 弁護士
柏木 京子	有限会社オフィス柏木 代表取締役 神奈川県商工会女性部連合会 会長
鹿住 倫世	専修大学商学部 教授
河原 光雄	株式会社東京商工リサーチ 代表取締役社長
黒川みどり	株式会社ラ・ヴェール 代表取締役
堤 香苗	株式会社キャリア・マム 代表取締役
寺岡 則子	寺岡経営労務管理事務所 特定社会保険労務士
寺村 浩司	みずほ銀行 法人業務部 企業金融サポート室長
平川 茂	税理士法人平川会計パートナーズ 税理士
深澤 勝	町田商工会議所 会頭
宮武 宏典	日本生命保険相互会社団体年金部退職給付コンサルティング担当部長
◎山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科 教授

以上 18名

(敬称略、五十音順)

◎ 委員長